

福岡県バス対策協議会規約

(設置)

第1条 福岡県における乗合バス輸送に係る諸問題並びに生活交通の確保方策等について協議・調整を行うとともに、福岡県交通対策協議会設置要綱（昭和47年6月2日）第8条第1項の規定に基づき、福岡県交通対策協議会が行う業務について専門的な調査、検討を行うため、福岡県バス対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、別表の委員及び会長が指名する臨時委員をもって組織する。
2 協議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長には福岡県企画・地域振興部交通政策課長を、副会長には九州運輸局福岡運輸支局長をもってあてる。
2 会長は、会務を主催する。
3 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。
2 協議会の会議は、原則として年1回開催する。なお、会長が特に必要があると認めるときは、更に開催することができる。
3 協議会の会議は、以下の場合を除き、原則として公開するものとする。
(1) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると会長が認める場合
(2) 公開に関する規程を別に設ける場合
4 議事概要については、協議会の会議終了後、すみやかに県ホームページにて公表するものとする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について、協議・調整を行う。
(1) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりに関すること。
(2) 生活交通のあり方一般に関すること。
(3) 国庫補助対象バス路線に関すること。
(4) ブロック別地区協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。
(5) 道路運送法施行規則第4条第2項に定める市町村等が設置する地域公共交通会議の協議事項に関すること。
(6) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。

(ブロック別地区協議会)

第6条 協議会の協議・調整を円滑に行うため、ブロック別地区協議会を設置する。
2 ブロック別地区協議会の協議結果をもって、協議会の結果とすることができる。
3 ブロック別地区協議会に関する事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要に応じバス利用者からの意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福岡県企画・地域振興部交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規約は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月26日から施行する。

別表

規約第2条の委員及び臨時委員

- 1 委員
九州運輸局福岡運輸支局長
福岡県企画・地域振興部交通政策課長
福岡県市長会事務局長
福岡県町村会事務局長
一般社団法人福岡県バス協会会長

- 2 臨時委員
関係市町村の職員
関係バス事業者の代表者